-法人運営No.1-①-

法 人 役 員 名 簿 (平成 29 年 6 月 1 日現在)

※監査調書提出月の初日現在で記載すること。

現在の役員任期: 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年度に開催する定時評議員会の終結時まで(今期、任期開始が異なる役員は、氏名の後ろに※をつけること。)

理事(定数 6 人、現員 6 人) 監事(定数 2 人、現員 2 人)

adjed checkels (it is	役職名			性別	住所	職業·会社名等			主な社会福祉	役員の資格等(該当に○) 注4				フ/ j	関施 連設 主整 5 備
	注1	氏 名	年齢				本法人役員就任	親族等特殊関係者	等 に関する経歴	者に祉	い実地 る情域 者にの	等施設の	財務	その他	運営
						(具体的に)注2	通算年月	(具体的に)注3		見業 通福 のの じ祉 あ経 ての		管 理 者			と密接に
1	理事長	花城清元	65	男	南風原町字宮城44番地	当園事務員	12年 2月	施設長の配偶者	元町社協評議員	0	0	0			
2	理事	花城政枝	63	女	南風原町字宮城44番地	当園園長	12年 2月	理事長の配偶者	元町社協理事	0	A children was a service and a children and a child	0	And the second of the second o		
3	理事	田場博	54	男		徳州会病院勤務	12年 2月	無					713 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
4	理事	比嘉良泉	62	男		あすなろ司法書士事 務所司法書士	12年 2月	無	学校法人理事	0			77 St.		
5	理事	嘉手苅栄	56	男	南風原町字宮城442-3	介護タクシー運転手	3年 2月	無	元民生委員	0	0		THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN		
6	理事	仲里淳	60	男	南風原町字宮城6	無職	0年 2月	無			0				
7							年 月								
8	監事	仲里好功	57	男	与那原町与那原3192-6	大盛税理士事務所税 理士	6年 2月	無					0		
9	監事	玉城勇	63	男	南風原町字宮城75	町議会議員	0年 2月	無	元町会計監査員	0		TO THE SECOND SECOND	0		
10							年 月						# 1010000000000000000000000000000000000		
11							年 月								
12							年 月								

- 注1 定款に業務執行理事及び会計監査人が位置づけられている場合は記入すること
- 注2 「職業・会社名等」欄については、会社員の場合は単に「会社員」ではなく会社名・役職名を具体的に記入すること。
- 注3 「親族等特殊関係者」欄には、各役員毎に親族等特殊関係にある理事名と、当該役員との関係を()に記入すること。なお、会社、社会福祉法人、医療法人、学校法人等の法人名・役職名は具体的に記入すること。 【例】〇理事(母)、〇理事(長男)、〇理事(社会福祉法人〇〇の理事長)、〇理事(学校法人〇〇の理事)等
- 注4 「役員の資格等」欄のうち「福祉事業の経営に識見ある者」及び「地域の福祉の実情に通じている者」については、法人運営№4の「特記事項」を参考に該当する箇所に○を記入すること。
- 注5 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者(施設職員を除く)について、○を記入すること。
- 注6 欄が不足する場合は、シートをコピーして作成すること。

-法人運営N₀.1-②-

評 議 員 名 簿 (平成 29 年 6 月 1 日現在)

※監査調書提出月の初日現在で記載すること。

現在の評議員任期: 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 33 年度に開催する定時評議員会の終結時まで(今期、任期開始が異なる評議員は、氏名の後ろに※をつけること。)

評議員(定数 7 人、現員 4 人)

						叶娥只	()	
	氏名	年齢	性別	住 所	職業·会社名等	本 法 就任 <u>這</u> 年 月	<u> </u>	主な社会福祉事業の経歴又は選任 事由(社会福祉法人の適正な運営に 必要な識見を有する者かどうか)
					(具体的に)注1			(具体的に)注2 (具体的に)注3
1	長嶺久美子	55	女	南城市玉城垣花188-1	みなと福祉会理事長	年	2 月	無社会福祉法人理事長、園長
2	赤嶺茂	63	男	南風原町字宮平67	元島尻養護学校教 員	年	2 月	元養護学校教員
3	玉城茂	68	男	南風原町字宮城66-1	元名護特別支援学 校校長	年	2 月	無 特別支援学校校長で定年
4	當山選也	52	男	糸満市大度309-36	社会福祉法人鳳福 祉会理事長	年	2 月	無 社会福祉法人理事長、園長
5						年	月	
6						年	月	
7						年	55	55
8						年	月	
9						年	月	
10						年	月	
11						年	月	
12						年	月	
13						年	月	目
14						年	月	
15						年	月	

注1

注2 「親族等特殊関係者」欄には、各評議員毎に当該評議員及び理事との関係を記入すること。

[【]例】○理事の母、○理事長の長男、○社会福祉法人○○の理事長、○学校法人○○の理事等

[「]社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任した理由又は経歴等。(これらは特に制限を受けるものではない) 注3

評議員の報酬と費用弁償に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人花福祉会(以下「本会」という)の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員がその職務のために、評議員会に出席したときは、報酬として 5, 000 円を 支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員がその職務のため、評議員会に出席したときは、役員の報酬規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等 の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会への出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。支給の総額は、 40万円を超えない額とする。

(理事の報酬)

- 第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合は、 別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費費 用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

- 第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
 - 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精 算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、勤務中はこの規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成17年4月1日より施行する。

この規定は平成 23 年 1 月 27 日より施行する。 平成 23 年 1 月 27 日理事会

この規程は、平成29年 月 日より施行する。

別表1

名称	報酬				
理事会出席	5,000円				

別表2

名称	報酬
監事業務報酬	5,000円
監事監査指導料	5,000円
理事の監査出席料	5,000円

別表3

旅費	宿泊費	報酬 1 日	その他
実費	10,000円	10,000円	実費